

「千葉市新庁舎整備事業DB事業者選定アドバイザー業務委託」質問回答

平成30年3月7日現在

No	質問箇所	質問事項	回答	回答
1	プロポーザル募集要項 P.2「2 参加資格要件」について	応募者が満たすべき参加資格要件のうち、「(3) 技術面の検証を行う者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること」の解釈について、協力会社が技術面の検証を行う場合には、協力会社が当該要件を満たせば良いという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。	2/22
2	プロポーザル募集要項 P.5「4 業務提案書等の記載要領」について	「(1) プロポーザル参加表明書」では「協力会社を活用する予定の場合、その会社名及びその協力会社に依頼しようとしている業務内容を明示してください」という記載がございますが、プロポーザル参加表明書を提出した後、業務提案書の提出までに協力会社を追加することは可能でしょうか。	「3(4) 参加表明書の受付」の際に提出する様式第2号には、協力会社の表明が無くても可とします。ただし、「3(7) 業務提案書の受付」の際に提出する様式第2号は、協力会社の記載が必要になります。 また、これに付随して、「3(2)エ 参加資格確認」の通知時期を「3(2)カ ヒアリング通知」と同じ日に改めます。	2/22
3	様式第5号 応募者の業務経歴等の資料	同種と類似のそれぞれの配点について、教えていただけないでしょうか。	配点の詳細は、公表いたしません。	3/7
4	様式第7号 配置予定技術者の資格	その他の担当技術者について、記載欄を追加して記載人数を増やしてもよろしいでしょうか。	本様式で評価の対象とするのは、主任技術者と配置予定技術者2名までであることから、記載人数の追加は認めません。	3/7
5	業務委託仕様書(案) 第2業務内容 イ 契約書の作成	リーガルアドバイザーは発注者側でご用意されるものと考えてよろしいでしょうか。受託者側で用意することは非弁行為とみなされるリスクが発生する可能性があると思われます。	リーガルアドバイザーは、発注者側では用意しません。 今回の業務委託仕様書(案)では、受託者がDBの契約書を作成する際に、DB契約に潜むリスクの点検や、予期せぬトラブルの防止等の観点から、リーガルアドバイザーに契約書の内容を確認してもらうことを想定しています。 なお、DB事業者と契約書に基づく個別の問題等が発生した場合には、市が独自に弁護士に相談することになりますので、今回の業務委託において受託者がリーガルアドバイザーを用意することは非弁行為には当たらないものと考えます。	3/7

以上